

コード	303010112
記入日	H24.5.23

課コード	110
課名	福祉長寿課
課長名	峯脇 泉
担当者	吉村 久美代

事業評価表【事後評価】

作成年度	平成 24 年度
------	----------

評価対象事業名称	介護保険計画策定事業
----------	------------

事業種類	単年度事業
事業期間	平成 23 年度 ~ 平成 23 年度

総合計画の位置付け				財務会計の位置付け	
政策コード	3	政策名称	誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実	款コード	1
施策コード	303	施策名称	お年寄りの元気を支える体制づくり	項コード	1
基本事業コード	30301	基本事業名称	在宅福祉サービスの充実	目コード	1
事務事業コード	3030101	事務事業名称	介護保険特別会計事業費	細目コード	特別会計
関連計画	老人福祉計画	法令・条例規則等	介護保険法		

計画 (PLAN)

※単年度事業及び単年度繰返事業については、全体欄を*****とする。

対象：誰、何を対象にしているのか	対象指標：対象の大きさを表す指標
(対象1) 住民 (対象2)	(対象指標1) 22,720人口H23.4.1現在 (対象指標2)
事業の概要：具体的なやり方、手順、詳細を記入	活動指標：事務事業の活動量を表す指標・達成率（上段：全体、下段：評価年度）
(全体)	(評価年度実績)
*****	(指標名称) (指標数値) (達成率) (達成率積算根拠) (目標達成年度)
	***** 3回 100% 検討委員会等実施→ 検討委員会等計画 平成23年度
	① (達成率分析) 計画どおり、アンケート実施や意見交換会、作成委員会を開催した。
	② (達成率分析)
目的：何をしたいのか	成果指標：目的の達成度を表す指標・達成率（上段：全体、下段：評価年度）
	(指標名称) (指標数値) (達成率) (達成率積算根拠) (目標達成年度)
	***** 150部 100% 策定部数→ 老人福祉・介護保険計画書 計画策定部数 平成23年度
・事業計画期間中、必要な人に必要なサービスを必要な量供給できる計画を作成する。	① (達成率分析) 計画どおり、老人福祉計画及び介護保険計画書を150冊作成した。
	② (達成率分析)

実施 (DO)

※単年度事業及び単年度繰返事業については、評価実績年度及び全体計画欄のみ記載する。

	単位	全体計画 H 23 ~ H 23		22年度以前	23年度	
		計画	実績	実績	計画	実績
活動指標	① 回	3	3		3	3
	②					
成果指標	① 部	150	150		150	150
	②					
総事業費 C (A+B)	千円	4,268	4,268		4,268	4,268
直接事業費 A	千円	2,168	2,168		2,168	2,168
人件費 B	千円	2,100	2,100		2,100	2,100
内訳	従事職員数	人	0.3		0.3	0.3
	人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000
財源内訳	国補助金	千円				
	県補助金	千円				
	起債	千円				
	その他	千円				
一般財源	千円	4,268	4,268		4,268	4,268

評価 (CHECK)

※理由の欄は必ず記載すること。

1 次 評 価	妥 当 性	・時代情勢、社会環境の変化及び住民のニーズを考慮しても、事業を行う必要がありましたか。	● はい いいえ	理 由	国の基本指針に沿って、市町村介護保険事業定格を3年を一期として策定することになっており、行う必要があります。
	有 効 性	・事業の目的は達成されましたか。	● はい いいえ	理 由	事業計画書150部を成果品として作成した。
	効 率 性	・より少ない費用や業務量で事業や活動が効率的に実施できましたか。	● はい いいえ	理 由	業務負担することで効率的に実施できた。(主要基礎部分は担当課、それに基づく部分を委託)

改善 (ACTION)

1 次 評 価	○今後の関連事業に対する改善点 (事業方法の検証・事業の成果等の検証を踏まえて、今後の関連事業等に対する改善点)	
	<p>全てを担当課で実施するのが理想であると思いますが、事務の効率化等を考え合わせた時に、業務分担もあり得るのではないかと考えます。</p>	
1 次 評 価	○目的が達成されていない場合の課題と改善策 (目的が達成されていない場合、また、課題が継続している場合の改善策)	
	<p>目的は達成された。</p>	
2 次 評 価	<p>在宅福祉サービスの充実を図るものであり介護保険事業の基本となるものである。</p>	

3次評価 住民等の意見	
町の対応	

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。